

内閣法制局行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改正案					現 行					
別表第1 行政文書の保存期間基準（第9条、第12条、第13条関係）					別表第1 行政文書の保存期間基準（第9条、第12条、第13条関係）					
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例	
法令の制定又は改廃及びその経緯					法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	ア (略)	30年	(ア) 開催経緯	(1) 立案の検討	ア (略)	30年	(ア) 開催経緯	
					(イ) 諮問				イ 立案の検討に関する審議会等文書	(イ) 諮問
					(ウ) <u>議事の記録</u>					(ウ) <u>議事概要又は議事録</u>
(エ) 配布資料	(エ) 配布資料									
(オ) 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言	(オ) 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言									
		ウ (略)		(略)			ウ (略)		(略)	
		(2)~(7) (略)		(略)			(2)~(7) (略)		(略)	
2	(略)	(略)	(略)	(略)	2	(略)	(略)	(略)	(略)	
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	ア (略)	30年	(ア) 開催経緯	(1) 立案の検討	ア (略)	30年	(ア) 開催経緯	
					(イ) 諮問				イ 立案の検討に関する審議会等文書	(イ) 諮問
					(ウ) <u>議事の記録</u>					(ウ) <u>議事概要又は議事録</u>

					(エ) 配布資料 (オ) 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言					<u>事録</u> (エ) 配布資料 (オ) 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言	
			ウ (略)		(略)			ウ (略)		(略)	
		(2)~(6) (略)	(略)		(略)			(2)~(6) (略)	(略)	(略)	
閣議又は関係行政機関の長で構成される会議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						閣議又は関係行政機関の長で構成される会議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
4	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1) (略)	(略)	30年	(略)	4	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1) (略)	(略)	30年	(略)
		(2) 基本方針、基本計画その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から	ア (略) イ 立案の検討に関する審議会等文書		(ア) 開催経緯 (イ) 諮問 (ウ) <u>議事の記録</u>  (エ) 配布資料 (オ) 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言			(2) 基本方針、基本計画その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から	ア (略) イ 立案の検討に関する審議会等文書		(ア) 開催経緯 (イ) 諮問 (ウ) <u>議事概要又は議事録</u>  (エ) 配布資料 (オ) 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
			ウ~オ (略)		(略)				ウ~オ (略)		(略)

		3の項まで及び(1)に掲げるものを除く。)						3の項まで及び(1)に掲げるものを除く。)					
5	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	ア～ウ（略） エ 会議に検討のための資料として提出された文書 <u>及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書</u>	10年	(略) <u>(ア) 配布資料</u> <u>(イ) 議事の記録</u>			5	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	ア～ウ（略） エ 会議に検討のための資料として提出された文書 <u>(新設)</u>	10年	(略) 配布資料 <u>(新設)</u>
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯						複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯							
6	複数の行政機関による申合せ及びその	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び	ア～ウ（略） エ 他の行政機関との会議に検討のための資料として提出され	10年	(略) (ア) 開催経緯 (イ) <u>議事の記録</u>			6	複数の行政機関による申合せ及びその	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び	ア～ウ（略） エ 他の行政機関との会議に検討のための資料として提出され	10年	(略) (ア) 開催経緯 (イ) <u>議事概要又は議事録</u>

	の経緯	他の行政機関への協議その他の重要な経緯	た文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書		(ウ) 配布資料
			オ (略)		(略)
7	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	ア (略) イ 立案の検討に関する審議会等文書	10年	(略) (ア) 開催経緯 (イ) 諮問 (ウ) <u>議事の記録</u>  (エ) 配布資料 (オ) 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
			ウ～オ (略)		(略)
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
8	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号の審	ア 立案の検討に関する審議会等文書	10年	(ア) 開催経緯 (イ) 諮問 (ウ) <u>議事の記録</u>  (エ) 配布資料 (オ) 中間答申、最終答
					(略)
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
8	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号の審	ア 立案の検討に関する審議会等文書	10年	(ア) 開催経緯 (イ) 諮問 (ウ) <u>議事概要又は議事録</u>  (エ) 配布資料 (オ) 中間答申、最終答
					(略)

	査基準、同 号ハの処 分基準、同 号ニの行 政指導指 針及び同 法第6条 の標準的 な期間に 関する立 案の検討 その他の 重要な経 緯			申、中間報告、最終 報告、建議又は提言  (略)		査基準、同 号ハの処 分基準、同 号ニの行 政指導指 針及び同 法第6条 の標準的 な期間に 関する立 案の検討 その他の 重要な経 緯			申、中間報告、最終 報告、建議又は提言  (略)
	(2)・(3) (略)	(略)	(略)	(略)		(2)・(3) (略)	(略)	(略)	(略)
	(4) 不服申立 てに關す る審議会 等におけ る検討そ 他の重 要な経緯	ア (略) イ 審議会等文書	裁決、決 定その他 の処分が される日 に係る特 定日以後 10年	(略) (ア) 諮問 (イ) <b>議事の記録</b> (ウ) 配布資料 (エ) 答申、建議又は意 見		(4) 不服申立 てに關す る審議会 等におけ る検討そ 他の重 要な経緯	ア (略) イ 審議会等文書	裁決、決 定その他 の処分が される日 に係る特 定日以後 10年	(略) (ア) 諮問 (イ) <b>議事概要又は議 事録</b> (ウ) 配布資料 (エ) 答申、建議又は意 見
		ウ・エ (略)		(略)			ウ・エ (略)		(略)

		(5) (略)	(略)	(略)	(略)			(5) (略)	(略)	(略)	(略)
9	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	ア 立案の検討に関する審議会等文書  イ～オ (略)	10年	(ア) 開催経緯 (イ) 諮問 (ウ) <u>議事の記録</u>  (エ) 配布資料 (オ) 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言  (略)	9	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	ア 立案の検討に関する審議会等文書  イ～オ (略)	10年	(ア) 開催経緯 (イ) 諮問 (ウ) <u>議事概要又は議事録</u> (エ) 配布資料 (オ) 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言  (略)
		(2)・(3) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)・(3) (略)	(略)	(略)	(略)
		(4) 不服申立てに関する審議会等における	ア (略) イ 審議会等文書	裁決、決定その他の処分がされる日	(略) (ア) 諮問 (イ) <u>議事の記録</u>			(4) 不服申立てに関する審議会等における	ア (略) イ 審議会等文書	裁決、決定その他の処分がされる日	(略) (ア) 諮問 (イ) <u>議事概要又は議事録</u>

		る検討その他の重要な経緯		に係る特定日以後10年	(ウ) 配布資料 (エ) 答申、建議又は意見 (略)
		(5) (略)	ウ・エ (略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項					
10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
11 ～ 14	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15	国会及び 審議会等 における 審議等に 関する事 項	(1) (略) (2) 審議会等 (1の項 から14 の項まで に掲げる ものを除 く。)	審議会等文書	10年	(ア) 開催経緯 (イ) 諮問 (ウ) <u>議事の記録</u>  (エ) 配布資料 (オ) 中間答申、最終答 申、中間報告、最終 報告、建議又は提言
16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～3 (略)					

		る検討その他の重要な経緯		に係る特定日以後10年	(ウ) 配布資料 (エ) 答申、建議又は意見 (略)
		(5) (略)	ウ・エ (略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項					
10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
11 ～ 14	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15	国会及び 審議会等 における 審議等に 関する事 項	(1) (略) (2) 審議会等 (1の項 から14 の項まで に掲げる ものを除 く。)	審議会等文書	10年	(ア) 開催経緯 (イ) 諮問 (ウ) <u>議事概要又は議 事録</u>  (エ) 配布資料 (オ) 中間答申、最終答 申、中間報告、最終 報告、建議又は提言
16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～3 (略)					

4 職員の人事に関する事項について、内閣官房令又は人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ 内閣官房令 又は人事院規則の規定による。

5・6 (略)

4 職員の人事に関する事項について、内閣府令又は人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ 内閣府令 又は人事院規則の規定による。

5・6 (略)